

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(V)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄米軍関係者, 現地広報活動, 米国財務長官来日, 大臣内奏用資料, 返還協定に関する報道, 国会への中間報告, 寄稿・広報資料、返還協定反対論, 自民党, 公用地等の暫定使用, 沖縄復帰祝典 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43487

ノ用地暫々使用する事に當りて庄稼用バーレット草
〔防衛不開保〕

12/7 大内印台と連絡 (P3の左) 2X44-24 (P3)

1) 事務室長 (高橋さん)
2) 原稿提出者

条約課長 安全保障課長
北米オペレーター

沖縄における公用地の暫定使用に関する法律案
についての広報用パンフレット案について

46.11.25
北米オペレーター

1. 本25日防衛庁防衛審議室(大内部員)より、本件
広報用パンフレット案(別添参照)を送付越し、当方
の検討方依頼越しした。

2. 防衛庁によれば、本件広報用パンフレットは沖
縄向かいに作成するものであるが、目下のところ作成
部数、配布時期等については未定の由である。

(5年定期的の新規性を説明しておいたり)
→コマレツナ。防衛省では不利な点は説明
するが、その上でそれをアピールする形で反論。
→(この辺りが問題となるかと反論。)

GA-6 3113 外務省

アメリカ局長
参事官
北米オペレーター

条約課長 安全保障課長
北米オペレーター

サム/課長からの示唆もありました 暫定使用法案
についての広報用パンフレットの文文がでえないのでお届
けいたします。御検討をおかけます。

なお何時何分どのよう形でこれを使用するか等について
は、当節改めて相談の上伺いたいと思います。

近中事務局 臨時

注 112 手

防衛庁 沖縄連絡室

大内 指

(408-5211-2011)

防衛庁 (野1号)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案提案理由補足説明

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案につきまして、ただいま國務大臣から説明がありましたが、なお細部にわたりまして、補足してご説明いたしたいと思います。

第一条は、この法律案の趣旨等を定め、第二条は、暫定使用する土地又は工作物の対象範囲、暫定使用期間及び暫定使用の手続について定めております。この暫定使用期間につきましては、法律の施行の日からこの法律案による土地等について賃貸借契約等により権原を取得するまでの間使用することができることとしております。ただし、その暫定使用期間は、五年をこえない範囲内で、土地又は工作物の種類等を考慮して政令で定めることとし、その内容としては、現在、アメリカ合衆国の軍隊が一定の期間を限つて使用する土地及び航路標識の用に供する土地並びに工作物にあつては三年、そ

の他の土地にあつては五年の暫定使用期間を考えております。また、この法律案により暫定使用の対象となる土地等の関係行政機關の長は、この法律案による使用に先立ち、あらかじめ、この法律案の暫定使用の対象となる土地等の区域及び使用方法について告示し、土地所有者又は関係人が自己の権利に係る土地等がその使用の対象範囲に含まれるかどうかを知ることができるように明示することとし、この法律案による使用開始後は、使用者たる国等は、遅滞なく、所有者又は関係人にその使用の内容を通知する等の手続を定めております。

第三条は、土地等の使用に伴う損失の補償について定めております。国等は、この法律案に基づき土地等を使用する際には、その所有者又は関係人が通常受けける損失を補償しなければならないこととしております。この場合の損失補償は、原則として各会計年度ごとに支払うこととし、その算定は各会計年度当初の価格すなわちその土地等及び近傍類地等の地代、借賃等を考慮して算定した価格に基

づき国等と所有者又は関係人が協議して補償額を定めることとしております。また、この場合その協議が成立しないときは沖縄県に設置されることとなつてゐる収用委員会に申請して補償額の裁決を受けることとしております。なお、所有者又は関係人の請求があつたときには、使用者たる国等は、自己の見積つた額をとりあえず支払うこととするとして、所有者又は関係人に対する便宜を図ることとしております。

第四条は、土地等の返還及び原状回復について定めております。国等は、この法律案に定める暫定使用期間が経過した場合又は暫定使用期間満了前ににおいて使用の必要がなくなつた場合には、遅滞なく、土地等を所有者に返還するとともに、使用期間中の形質変更については、原状に回復しなければならないこと等を定めております。

第五条は、政令委任に関する規定で、この法律案による土地等の使用に関し必要な事項を政令にゆだねております。

附則第二項の規定においては、内閣総理大臣がこの法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないことを定めております。これにより、琉球政府を通じてこの法律の内容の周知を図り、その円滑な実施を目指しているものであります。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上をもちまして、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案につきましての補足説明を終ります。

PHOTO
本橋義次
北米特報部

年約2月
年1月22日

沖縄返還
沖縄における公用地等の暫定

使用に関する法律案提案理由

補足説明を資料として送付します。

防衛施設庁総務部 総務課

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案について「未定稿」
去る六月沖縄返還協定が調印され、現在これが国会において審議されつ
あります。国民の多年にわたる念願であつた沖縄の祖国復帰の日も間近くな
りました。

この国会には返還協定のほか、復帰に伴つて必要とされる国内措置を定め
た七つの関連法案が提出されています。「沖縄における公用地等の暫定使
用に関する法律案」は、そのような関連法案の一つです。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地などのために必要
な土地に関する暫定使用について特別な措置を定めるものです。

(なぜこのような法律案が必要か)

ではなぜこのような法律案が必要なのでしょうか。

米国は、現在沖縄において施政権者として行政、立法及び司法上のすべての権力を行使しています。そして施政権者としての立場でさまざまな目的のために沖縄の土地を使用しています。

その大部分は、米軍が基地として使用しているものですが、水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などのように住民の日常生活や福祉に密接な関係をもつものもあります。

米国の施政権が返還された後は、これらの土地はどうなるのでしょうか。水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などに使用される土地が復帰後も引き続き公用地などとして必要であることは言うまでもありません。復帰日を迎えた途端にこれらの機能に支障を生ずるようなことがあつては大変です。

また現在の米軍基地のあるものは、地主に返還されますが、まだ多くのも

のは、引き続き米軍に提供されることとなります。これは、米軍の駐留がわが國を含む極東における国際の平和と安全のために必要であると認められるからです。したじょが、復帰後は、沖縄はと異なり日本安全保障条約及び関連取扱いが適用され、基地の使用が年々目的、内に限らざりうる制約を受けることになります。日本側に返還され、「核抜き本土並み」となるわけです。

また一部の米軍基地は、そこから米軍が撤退し、自衛隊の部隊が配備されることとなります。これは復帰後の沖縄の防衛責任をわが国が負うこととなるので、本土と同様に自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救難などを実施することが政府の当然の責務となり、そのため所要の部隊を復帰時又はできるだけこれに近い時期に配備する必要があるからです。

このように言うと何も復帰早々から自衛隊を配備しなくてもいいではないかとか、そもそも米軍基地は即時全面撤去すべきではないかと反論する向きもありましょう。しかし今日の世界の情勢の下では、独立国が全く無防備のままでは、その国民は安心して日々を過ごすことができません。私たちは、
ままでいいはずはないのです。

わが国が久しきにわたり経済的繁栄を遂げてきた背景に、わが国が日米安全保障体制の下で外部からの侵略に脅かされることなくその平和と安全を維持してきたという事実を忘れてはならないと思うのです。

これらの土地の地主の方がたがこれまで味わつてこられたご労苦の数々について、政府としてもつぶさに承知しておりますし、それだけに、復帰に際してできるだけ多くの土地が地主の方がたに返還されるよう努力したつもりです。また返還後も基地の整理統合を実現するよう努力を続け、さらに多くの土地が地主の方がたに返還されるよう取り計らいたいと思います。

しかし当面どうしても必要な公用地などの使用については、引き続き地主の方がたのご協力を願いしなければなりませんし、また地主の方がたも沖縄県民はもとよりひろく国民に対し国政の責任をなう政府の立場をご理解のうえご協力を惜しまれないものと信じております。そして地主の方がたの協力におこなえるため政府としても借料その他の条件において最大限の配慮をしつつあることは既に新聞などで広く報道されているとおりです。

ただ何分にも地主の方がたは、その数が三万数千人に及び、そのうちには相当数の所在不明者や海外移住者などが含まれている状況ですので、現にわが国の施政権の外に置かれている沖縄において、これらの方がたとあらかじめ話し合をし、復帰日までにそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではありません。そして地主の方との間に契約が成立しない場合には、その土地については、国や県などがこれまでどおりの使用を続けることが許されなくなります。

そこで、復帰に伴う経過措置として暫定的に一定期間これらの土地に法律上の使用権を設定して、国や県が正当にその土地を使用できるようにして置き、その間に契約その他必要な措置をとることとすることは、まことにやむを得ないことであると考えられるのです。

(この法律案はどのような内容をもつか。また、この法律が適用されるとどうなるのか。)

この法律案は、第一条で、この法律による土地の使用の開始後であつても國や県などは地主との合意の成立に努めるべきことを規定しています。地主との話し合いの努力は復帰前から始められますが、復帰前に契約が成立した方がたに對してこの法律の適用はなく、これらの方がたにとつてこの法律は全く關係のないものです。また復帰後一旦この法律の適用を受けても、契約が成立すれば直ちにこの法律の適用を受けなくなります。

第二条では現在米軍が使用している土地で引き続き自衛隊が使用するもの、米駐留軍が使用するもの、水道、電気、飛行場、航空保安施設、航路標識、道路などとして使用するものについて、契約その他により権原を取得するまでの間暫定的にこれを使用することができる旨規定しています。使用期間は、五年をこえない範囲内で政令で定めることになつていますが、それ以前にも事業の廃止などがあれば、その日以後この法律によつて使用することはできなくなります。

同じく第二条では、このようにして使用される土地の区域などが事前に告示されること、及びこの法律の施行後遅滞なく地主などに通知されることが規定されています。

第三条は、損失の補償に関する規定です。地主その他の方がたは、毎年度借料に相当する額の補償を受けます。補償の額は、個々の地主その他の方があたとの協議によつて定められます。協議がととのう前でも、請求に応じて見積り補償額を払い渡すことができるようになっています。またどうしても協議がととのわないとときは、収用委員会に適正な額についての裁決を求めることができるのこととされ、公正な補償が確保されます。

第四条は、原状回復の義務に関する規定です。地主に土地を返還することとなつたときは、土地をもとのとおりにしてお返しするか、損失を金銭に見積つて補償するかのいずれかの措置がとられます。

(この法律案に対する誤解)

この法律案の内容は、以上のとおりですが、関係者の関心も高く、各方面からの論評も少なくありません。建設的な批判については、この法律案の今後の運用の指針として参考にして参りたいと思いますが、なかにはなんらかの誤解に基づくのではないかと思われるものもないではありません。

たとえば、この法律案は私有地を有無を言わさずに取り上げるためのものであるという批判があります。しかしこの法律では土地を一定期間使用するだけで所有権を取り上げてしまうわけではありません。またこの法律の対象となるのは復帰日に基地等に使用されている土地に限られるのであって、新規に私有地を使用しようというのでもありません。

また自衛隊の施設については、土地収用法上その適用外とされているにもかかわらず、この法律案ではこれを適用範囲に含めているのは不当であるという意見もあります。しかし自衛隊について土地収用法の適用がないというのは誤解であり、適用があるのです。自衛隊の施設が国の平和と安全を守るうえで果たしている意義と役割をご理解願いたいと思います。

(むすび)

内閣総理大臣は、所信表明演説の中や「軍用地等の継続使用は沖縄返還の前提」であると述べています。また米国側が、日本において必要な立法措置がとられるまでは、本統領は批准書の寄託をしない旨明記してくることを私どもとして考えておかなければならぬとおもわざります。

政府としては初めこのような法律案なしに円滑な復帰を実現することができるかどうかについて検討を重ねました。特別な立法によらないで、復帰が円滑に運ぶのであればこれにこしたことはありません。しかし昭和二十七年の平和条約発効の際や昭和四十三年的小笠原復帰の際の前例に照らして、このような立法措置によらないでは円滑な復帰があやぶまれるというのが結論でした。

以上いろいろご説明いたしましたが、以上の趣旨をご理解のうえ、大局的見地からこの法律案に対しご賛成くださるようお願ひしたいと思います。